

# 令和3年4月から村税等の コンビニ納付ができるようになります

令和3年4月1日より送付する以下の村税・保険料・使用料の納付書については、従来の納付場所に加えて、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリ（以下コンビニ等）での納付ができるようになります。毎日のお勤めや家事・育児等で金融機関や役場窓口での納付が難しい方でも、コンビニ等なら24時間365日、手数料不要で納付することができます。なお、これまでどおり、金融機関又は役場窓口でも納めることができます。

## ◆納付できる税目・保険料・使用料等（1件30万円以下のもの）

- ・村県民税（普通徴収分）
- ・固定資産税
- ・軽自動車税（種別割）
- ・国民健康保険税（普通徴収分）
- ・介護保険料（普通徴収分）
- ・後期高齢者医療保険料（普通徴収分）
- ・住宅使用料
- ・上下水道料



## ◆納付可能なコンビニチェーン等

### 【コンビニチェーン】

セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン、ローソンストア100、くらしハウス、コミュニティ・ストア、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ポプラ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、MMK設置店

### 【スマートフォンアプリ】

支払秘書、PayB、PayPay、LINE Pay 請求書支払い

## ◆注意事項

次に該当する納付書は、コンビニ等で納付することはできません。（金融機関又は役場窓口で納付してください。）

- ・納期限を過ぎたもの
- ・バーコードの印字がないもの
- ・納付書1枚の記載金額が30万円を超えるもの（バーコードを印字していません。）
- ・バーコードが汚れているなどして読み取りできないもの
- ・金額を訂正したもの
- ・令和3年3月以前に発行された納付書
  - ※スマートフォン等の電子機器をご利用の際の注意点
  - ・納付に係る手数料は無料ですが、通信料等は利用者負担となります。
  - ・領収証書は発行されませんので、アプリの利用明細や取引履歴などをご確認ください。
  - ・納付後すぐに軽自動車車検用納税証明書等が必要な場合は、コンビニ、金融機関、又は役場窓口での納付をお願いします。

●個人情報保護については、収納代行会社・コンビニ各社と個人情報の取扱いに関する協定を締結しています。

## ◆問い合わせ先

- 税務課 ☎341-8513（村税・保険料）
- 都市建設課 ☎341-8515（住宅使用料）
- ☎341-8516（上下水道料）

# 仙台北税務署からのお知らせ

◆問い合わせ先  
仙台北税務署 ☎222-8121

## 令和2年分確定申告に関するお知らせ

- ◆感染リスク軽減のための「ご自宅から e-Tax」をご利用ください。
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できる e-Tax をぜひご利用ください。
  - ・申告のご相談は、ご自宅から電話（電話相談センター：税務署の代表電話 + 音声案内で「0」を選択）又は税務相談チャットボットをご利用ください。詳しくは国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/> の「確定申告書作成コーナー」をご確認ください。
- ◆申告書作成会場について  
仙台北税務署の申告書作成会場の開設期間は、2月1日（月）から3月15日（月）までです。（土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日（日）と2月28日（日）は開設します。）

申告書作成会場	開設時間
仙台北税務署（青葉区上杉1-1-1）	午前9時～午後5時
アズテックミュージアム（太白区中田町字杉ノ下18）	午前9時～午後4時

- ※駐車可能台数には限りがありますので公共交通機関を利用してください。
- ◆申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要です。  
入場整理券の入手方法には①直接会場で受け取る当日発行②LINEアプリで10日前から発行できる事前発行の2パターンがあります。



【国税庁 LINE 公式アカウント】  
入場整理券の事前発行を希望される場合は、まずは左のQRコードから友だち追加をしてください。

## 【入場整理券に関する注意事項】

- ・入場時に入場整理券（スマホ等の画面又は印刷したもの）を確認いたします。お持ちでない方、お忘れになった方は入場できません。
- ・入場整理券は、申告相談をする方お一人につき1枚です。（介助者をご入場いただけますので、係の者にお声がけください。）
- ・指定された入場時間内にご来場ください。
- ・当日発行する数には限りがあるため、後日、改めてご来場いただく場合もございます。確実に入場できる事前発行をおすすめします。
- ・お電話など、上記以外の方法による入場整理券の発行はできません。
- ・詳しくは国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/> をご覧ください。

## 【入場時のお願い】

申告書作成会場へご入場いただく皆様に次の事項をお願いしております。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- マスクの着用
- 検温の実施
- 手指消毒
- 最少人数での来場

## 納税は口座振替、還付金の受取りは口座振込で！

- 納税には、便利かつ安全で確実な振替納税をご利用ください。
- 振替納税を希望される方は、納期限までに納税地を所轄する税務署又は預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書（納付書送付依頼書）」を提出してください。
- なお、一度手続きをされますと、翌年以降の手続きは不要となります。
- 申告所得税及び復興特別所得税の納期限・・・3月15日（月）  
⇒ 口座振替をご利用いただいた場合の振替日は4月19日（月）です。
- 消費税及び地方消費税の納期限・・・3月31日（水）  
⇒ 口座振替をご利用いただいた場合の振替日は4月23日（金）です。
- また、還付金の受取りには、口座振込をご利用ください。
- ※ 還付金の振込みは、申告者（本人）名義の預貯金口座に限ります。
- ※ 口座名義に、店名、事業者名などの名称（屋号）が含まれる場合は入金できません。